

# 令和6年度 宍粟市会計年度任用職員登録申込書

(学童保育・あずかり保育用)

(No. - )

登録希望職種等 ◆ グループ名:教育・保育  ※登録申し込みをされる職種に☑をつけてください。 ※複数☑をしてもらうことが可能です。		(ふりがな)  氏 名  (昭・平 年 月 日生)  満 歳
<input type="checkbox"/> 学童支援員(所長)	必要資格 ・保育士 ・幼・小・中・高の 教諭免許状を 有する者等	希望する事業所 1 学童保育所 2 あずかり保育(幼稚園)
<input type="checkbox"/> 学童支援員(副所長)	・放課後児童 支援員認定 資格を有する者	
<input type="checkbox"/> 学童支援員		※番号に○を記入(複数選択可)。 ※希望に添えない場合もあります。
<input type="checkbox"/> あずかり保育支援員	・保育士 ・幼稚園教諭免許	※障害者枠での選 考を希望される方 は、手帳種別番号を 記入してください。
<input type="checkbox"/> 学童補助員	-	手帳種別  手帳番号

写 真

無帽、上半身、正面

縦 3.5~4.0cm  
横 3.0~3.5cm

(受付印)

住 所	〒	電話(日中連絡のつく電話番号)
		(自宅) - - (携帯) - -

連絡先 (上記以外の場合)	〒	電話(日中連絡のつく電話番号)
		- -

最終学歴	学 校 名	学部・科名	期 間	区 分
			昭・平・令 年 月 昭・平・令 年 月	入学 卒業・卒業見込・中退

職 歴	勤務先(部課名)	所在地	在 職 期 間	
	過去10年間の勤務先(書ききれない場合は任意様式で可)		年 月 ~ 年 月	年数
			S・H・R . ~ S・H・R .	
			S・H・R . ~ S・H・R .	

資格・免許 (書ききれない場合は任意様式で可)	名 称	取得年月日	名 称	取得年月日
	保 育 士	S・H・R . .	普通自動車運転免許 (有 . 無)	S・H・R . .
	児童福祉法による保育士登録年月日	H・R . .		S・H・R . .
	幼 稚 園 教 諭	S・H・R . .		S・H・R . .
	更新講習修了確認期限・新免許状有効期限	H・R . .		S・H・R . .
	教 諭	S・H・R . .		S・H・R . .
	更新講習修了確認期限・新免許状有効期限	H・R . .	放課後児童支援員認定資格	H・R . .

保育士・幼稚園・小学校・中学校・高校・養護教諭免許を持っておられる場合は免許等の(写)をホッチキス留めで添付してください

私は、地方公務員法第16条に規定する欠格条項(裏面参照)に該当していません。  
また、申込書記載事項に相違ありません。

令和 年 月 日 氏 名 (自署)

※ 市役所記載欄	番 号	-	-
年 月 ~ 年 月 任用			
部(局)	課 施設名( )		

< 志望動機・自己PR >

.....  
.....  
.....

< パソコンの使用経験について >

パソコン(ワード、エクセル)を使用し  
たことがありますか。

※所長・副所長は業務でパソコンを使用します

なし ある ( ワードが使える エクセルが使える )

< 健康状態 >

.....  
.....

< 勤務や試験に関して配慮を必要とすることがあれば記入してください。 >

.....  
.....  
.....

< 希望勤務形態 > (  に **レ** を記入してください ) ※あずかり保育・学童保育所は、月曜から土曜まで開所しています

勤務日に条件等がありますか。  特になし  土、日、祝以外  その他( )

勤務時間に条件等がありますか。  特になし  あり → 勤務可能時間( 時 分 ~ 時 分 )

収入に制限はありますか。  制限なし  扶養の範囲内  その他( )

どの程度の勤務を希望されますか。  
( 週20時間以上勤務:月額給  
週20時間未満勤務:時間給 )

(週35時間の勤務 7h×5日):所長・副所長  
 (週25時間の勤務 5h×5日):学童支援員・補助員  
 (週20時間の勤務 4h×5日):学童支援員・補助員・あずかり保育支援員  
 (週24時間の勤務 6h×2日 + 4h×3日):あずかり保育支援員  
 (週16時間の勤務 4h×4日):学童支援員・補助員・あずかり保育支援員  
 (週12時間の勤務 4h×3日):学童支援員・補助員・あずかり保育支援員  
 (非常勤的勤務):学童支援員・補助員・あずかり保育支援員

◆ 職種によっては、免許・資格が必要なものがあります。詳しくは、募集要項にてご確認ください。

◆ 保育士資格をお持ちの方

児童福祉法により平成15年11月29日から、保育士業務に就くためには「保育士」として都道府県知事に登録し、「保育士証」の交付を受ける必要があります。

◆ 障がいのある方

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の番号及び手帳の種別を表面に記入してください。

◆ 欠格条項とは(抜粋)

- (1) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者